

### 第三者評価結果

事業所名：かわさき地域生活支援拠点たじま

#### A-1 利用者の尊重と権利擁護

A-1-(1) 自己決定の尊重	第三者評価結果
<p>【A1】 A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 利用者の意思決定プロセスを重視しています。誕生会で食べるケーキを決める、喫茶外出時に飲み物を選ぶなどの日常的なことも、利用者が「自分で決めて自分で行う」機会として設けています。机上活動の内容についても、計算、色分け、粘土など、何を行いたいかを必ず本人に問いかけています。軽作業開始前にも、利用者自身の働く意欲を確認しています。利用者の意思や個性を尊重していますが、集団生活では利用者一人ひとりの状況への配慮も欠かせません。例えば、特定の図柄が発作の原因となる利用者が安心して過ごすためには、他利用者への周知も必要になってきます。利用者同士が対立し合う場面では職員が間に入り、丁寧に説明したり、少し距離を置くなどの対応をしています。目で見えてわかる視覚化や構造化など合理的配慮は至るところで行っていますが、過度に配慮することで、利用者の活動のチャンスや失敗を含めた「経験」を奪わない視点をも保ちつつ支援しています。</p>	
A-1-(2) 権利擁護	第三者評価結果
<p>【A2】 A-1-(2)-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 緊急やむを得ない場合の身体拘束実施の手続きや虐待防止について重要事項説明書に明記し、契約時に利用者や家族に伝えています。権利擁護ガイドラインや虐待防止マニュアルを整備しており、年2回内部研修で権利擁護について職員理解を深めています。自己チェックシートによる振り返りにより障害特性を再確認し、虐待防止法や差別解消法などコンプライアンスの徹底に努めています。虐待発生時の迅速な報告方法とその経路、通報義務も職員に周知しています。研修欠席者には議事録を回覧して周知徹底を図っています。また、日頃の利用者支援の中で見聞きした「好ましい接遇・好ましくない接遇」を、QRコードを利用して自身が選んだ役職者宛てに送信できるアンケートシステムを取組を始めました。権利侵害の早期発見と職員間コミュニケーションの円滑化に役立て、送信内容をもとに毎月の全体会議の中で意見交換を行い、より良い支援につなげています。</p>	

#### A-2 生活支援

A-2-(1) 支援の基本	第三者評価結果
<p>【A3】 A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 日頃の関わりの中で、利用者の心身状態や、生活への希望や要望を把握しています。利用者の思いを理解できるように表情やしぐさのコミュニケーションを大切に、簡潔な言葉やわかりやすい提案を心掛けています。挨拶、着替え、活動準備、片付けなどの生活リズムの定着を図り、見通しを持って安心して過ごせるように支援しています。個別活動に利用者の意向を反映することで、「自分で選んで自分で行った。上手くできた。」との自己肯定感が育っています。自立生活に向けて相談支援事業所を紹介したり、生活保護受給者には予防接種の際に利用する医療券の交付代行などを行っています。家族の体調不良時や入院時にはヘルパーや短期入所サービスの導入を提案するなど、必要に応じてサービス利用につなげています。</p>	
<p>【A4】 A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 利用者の心身状態は、重症身体障害者や医療的ケアが必要な方、強度行動障害の判定を受けている方、感覚過敏のある方、軽作業に集中できる方など、様々に異なっており、その特性ごとにグループに分けて支援しています。コミュニケーションの取り方も一人ひとり異なり、個別の配慮を行っています。文字盤、絵カード、写真などの視覚を通して意思を確認したり、動作やしぐさ、表情などを観察することで意思や希望を読み取るなどしています。職員の言動が刺激となってしまう場面もあり、その時々利用者の状況へ細やかに対応しています。更生相談所での評価に基づいて、理学療法士や言語聴覚士などの専門職のリハビリテーションを受ける機会を得ています。リハビリテーションは年単位での積み重ねを要するケースが多く、家族への精神面でのフォローを含めた支援体制を築いています。</p>	

【A5】 A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	a
--	---

<コメント>  
相談室や送迎車内など、利用者と職員が1対1になれる場面で、他利用者の前では言い出せなかった本人の思いや希望を聞き取っています。本人の意思確認や意思決定が難しい場合は、候補を2つ提示して選択を促したり、家族から聞き取るなどしています。家族の意向や希望は、年2回の面談時や家庭訪問時に傾聴しています。家族が精神疾患や経済的困難を抱えていたり、ハラスメントを受けていたり、施設内面談では表現しづらい心の内を、家庭訪問で聴取しています。相談支援業務は、併設の家庭支援センターと連携を取りながら行っています。また、動画を見たい、カラオケで歌いたいなど聴取した内容は支援会議に持ち帰り、その具体化について話し合った結果を個別支援計画の第一項目である意思決定支援の欄に記載しています。利用者の快・不快を判断したり、思いを汲み取ることを大切に、日々の支援を継続しています。

【A6】 A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。	a
--	---

<コメント>  
利用者のニーズや希望を汲み上げることで、個別支援計画に位置付ける支援内容は多種多様となっています。リハビリテーション、感覚と体験、生活リズムや見通し、働く楽しみ、社会参加などの項目ごとに、集団参加と個別対応を行っています。例えば感覚刺激としてスヌーズレン、砂場遊び、手浴足浴、オイルマッサージ、トランポリンを試みたり、制作ではアイロンビーズ、プレスレット、キーホルダー、ピンクッションなど様々な制作品づくりを行っています。楽器演奏やカラオケで自己表現したり、クリスマス会や夏祭り、福祉まつりに参加する楽しみもあります。抗てんかん薬などの服用により日中に眠くなったり、その日の気分によっては参加できないこともあり、現状に即した状況判断を都度重ねて実行につなげようと、職員は考えています。支援内容は年2回のモニタリング時に見直し、更新しています。

【A7】 A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。	a
---	---

<コメント>  
内部・外部の研修や階層別研修では、障害基礎、自閉症、感覚特性、てんかん、強度行動障害などの科目を用意し、オンライン研修でも障害者福祉について学び、理解を深めています。また強度行動障害支援者養成研修の受講を推進しています。行動障害について、更生相談所の臨床心理士による定期巡回実施で、利用者の状態観察を通じたアドバイスを得ています。その結果、職員が毎日の記録や振り返りをした上で、対策を検討し、より良い場面提供につなげる工夫が必要だと方向性が見えてきています。支援会議や夕方の申し送りの際に、利用者の個別対応について検討を重ねています。利用者間の関係調整が必要になった場合は、スペースを分けて距離を置く、食事時間をずらすなどを試し、お互いが気持ち良く過ごせるように配慮しています。特に送迎時の車内は狭く限られた空間であり、相乗りは利用者同士の相性を考慮した上で決めています。

A-2-(2) 日常的な生活支援	第三者評価結果
------------------	---------

【A8】 A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。	a
--	---

<コメント>  
年1回利用者に嗜好調査を行い、味付けの良し悪しや献立の好き嫌い、「ニンニクの臭いが辛い」など利用者の声を聞き取り、結果を献立に反映しています。毎月開催する給食会議では、献立の見直しや利用者一人ひとりの食形態を調理委託業者とともに確認しています。季節行事やイベントでの食事を楽しみ、館内放送アナウンスで食事の雰囲気を出します。更生相談所の作業療法士や言語聴覚士の意見を参考にして、食形態やポジショニングについて個別に支援しています。入浴環境や介護負担増などで自宅での入浴が困難となった人には、施設での入浴を個別支援計画に位置付けて、週2回程度の入浴介助を行っています。排泄介助は基本的に同性介助としており、入浴介助と同様に羞恥心への配慮をしています。利用者の状態によっては車いす全介助での移動となります。移動移乗の支援としては、自走式車いすのメンテナンスや調整に繋がっています。

A-2-(3) 生活環境	第三者評価結果
--------------	---------

【A9】 A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	b
---	---

<コメント>  
強度行動障害の判定を受けている利用者が安心して過ごせる場所の提供として、活動性の高さにより活動室を大きく二つに分けることで、全体が見渡せるようになり、怪我のリスクも軽減しています。今年度初めに、新規利用者の状態によって、部屋割りを見直し、場合によってはパーテーションで区分けする工夫もしています。利用者が施設内清掃や送迎車洗車を担い、共有部分の掃除や館内消毒を清掃業者に委託することで、清潔な環境が保たれています。車いすでの座位が疲れた時はマットレスを敷いて身体を横たえることもできます。BGMを使い分け、休憩時間や昼食時間などの生活リズムの定着に役立てるとともに、静養室やスヌーズレン室をクールダウンの場所として用意するなど、安心安全に過ごせる環境を整えています。家族の意向として、監視カメラを取り付けて欲しいとの意見もありますが、要検討としています。

A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	第三者評価結果
【A10】 A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>機能訓練はハビリテーションやリハビリテーションのように日常的な生活動作の中で意図的に行うものと、ストレッチ、関節可動域訓練、平行棒を使用した歩行訓練、近隣ウォーキングなど活動プログラムとして実施するものを併せて行っています。更生相談所の理学療法士、作業療法士、言語聴書士が評価を実施後、提供されたプログラムを機能訓練として活用しています。これらの取組にあたっては必ず本人の意思確認を行い、身体を動かすことが楽しみになるように「やりたい。参加したい。」の意欲を引き出しています。自宅で利用する訪問看護ステーションのリハビリ専門職が、施設にも訪問してリハビリを提供し、変形や拘縮の進行予防、安楽な姿勢保持、筋力維持を目指しています。6ヶ月ごとにモニタリングを行い、新たな状況を把握して、個別支援計画を更新しています。</p>	
A-2-(5) 健康管理・医療的な支援	第三者評価結果
【A11】 A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>来所時に体温、血圧、血中酸素飽和度を測定、その後も利用者の健康状態に留意し、体調変化の早期発見につなげています。体重の急な増減が見られた際には、家族、施設看護師、管理栄養士に相談して、食事量や運動量を調整しています。毎年の健康診断と歯科健診の結果に基づいて、必要に応じて主治医へ指示書発行を依頼します。月2回内科医の回診があり、状態確認を継続しています。軟膏の塗布方法や量について職員間でバラツキがみられた為、医師に対応の詳細を確認しています。毎月歯ブラシを新品と交換したり、水分摂取量が可視化できるコップを導入するなどの工夫をしています。コロナウイルスやインフルエンザの予防接種を施設で実施し、利用者にとって安心感のある慣れた施設で、落ち着いて接種ができています。障害の特性に見合った健康管理ケアについては研修で知識を習得し、利用者への個別対応は先輩職員から実地で指導を受けています。</p>	
【A12】 A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>医療的ケアの実施は主治医からの指示書に基づいて行い、受診連絡カードの内容を読み込んで、日々適切な支援に努めています。服薬管理は施設看護師が担当となり、処方薬のみ対応していますが、マニュアルの作成を今後の課題としています。喀痰吸引等研修の受講を推進し、利用者が安心して通所できるように取り組んでいます。てんかん発作のある利用者については、家族との連絡帳のやり取りを通して状態把握に努め、発作時の対応方法を個別支援計画に記載し、支援会議にて情報を共有しています。また自宅で利用する訪問看護ステーションとの連携も密に行い、利用者の全体像の把握につなげています。腹膜透析や水頭症、アレルギー除去食への対応を安全かつ適切に継続しています。医療的ケアに関する定期研修の開催を課題としています。</p>	
A-2-(6) 社会参加、学習支援	第三者評価結果
【A13】 A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>コロナ禍が続き、マスク着用が難しい利用者も多く、近隣公園の清掃活動は中止したままですが、短時間の公園のごみ拾いを行っています。工場見学を外出活動に組み入れたり、隣地の支援学校との交流を通して、体験の幅を広げています。市民まつりや福祉まつりではビーズアクセサリやお花のマグネット、小物ボックスなど様々な自主制作品を販売して社会参加につなげています。文字の書き取りを好む利用者には、学習支援として漢字や物語を書写する時間を設け、本人の達成感や自己肯定感が高まる機会としています。支援学校で陶芸の技術を習得した利用者が、卒業後に通所利用となった際、その技術を活かせる場面が見つけにくい状況があります。今後、調理活動室でのパン作りなど活動内容の拡充を検討しています。（イは通所支援により適用外となります）</p>	

A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	第三者評価結果
【A14】 A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	a

<コメント>  
生活介護事業所としてのサービス提供は地域生活を継続するための支援が中心であり、利用者の生活音への近隣からの苦情に対応したり、精神疾患のある家族を医療へつなげるなどのサポートを実施しています。地域生活への移行や定着の希望を聴取した際は、併設の家庭支援センターと連携をとっています。年2回の家族面談、連絡帳、電話連絡の中で、高齢となった家族の「親亡き後」への不安や増加する一方の介護負担に向き合い、話し合っています。その結果、グループホームなど施設入所や就労継続事業所への移行が実現しています。施設入所した後に継続できずに退所に至った際にも、利用者の思いの聴取を重ね、基幹相談支援センターや更生相談所へ相談し、アドバイスを仰ぎながら次のステップにつなげています。利用者と家族の今後を見据えて、重度身体障害者のグループホーム創設を事業所の中長期計画に掲げ、次年度以降プロジェクトを始動する予定です。

A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援	第三者評価結果
【A15】 A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	a

<コメント>  
日々の生活状況の報告や相談希望については連絡帳を通してやり取りし、必要時には電話連絡や家庭訪問も行っています。家族からの相談は自宅ケアの限界や家族の病状悪化など逼迫した内容が多く、可能な限りの迅速対応を心掛けています。また職員への不満や不信感などにも、家族の立場に立って「思いを聞かせて下さい。教えて下さい。」との気持ちを基本としつつ、じっくりと時間をかけて傾聴し、信頼関係の構築を図っています。個別面談やカンファレンスを意見交換の場として、サービス内容や家族の困り感、利用者の将来像などを一緒に考えています。フェイスシートには緊急時の連絡先や優先順位を家族が記入し、また家族状況やエコマップの欄を設けて利用者を取り巻く環境の把握に努めています。

### A-3 発達支援

A-3-(1) 発達支援	第三者評価結果
【A16】 A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	

<コメント>  
評価外

### A-4 就労支援

A-4-(1) 就労支援	第三者評価結果
【A17】 A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	

<コメント>  
評価外

【A18】 A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるような取組と配慮を行っている。	
--	--

<コメント>  
評価外

【A19】 A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	
--	--

<コメント>  
評価外